◇中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八〇号）（農林水産省）

一　中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係

事業協同組合等に関する農林水産大臣の権限で地方農政局長に委任されているものに属する事務を都道府県知事が行うこと等とした。（第三条第一項第四号関係）

二　中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正関係

商工組合等に関する農林水産大臣の権限で地方農政局長に委任されているものに属する事務を都道府県知事が行うこと等とした。（第一一条第五項及び第六項関係）

三　施行期日

この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇道路運送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三八一号）（国土交通省）

道路運送法の一部を改正する法律（平成二八年法律第一〇〇号）の施行期日は、平成二八年一二月二〇日とすることとした。

◇道路運送法施行令の一部を改正する政令（政令第三八二号）（国土交通省）

1　一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）の事業の休止の届出に係る国土交通大臣から地方運輸局長に委任された権限の運輸監理部長又は運輸支局長への委任を廃止することとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年一二月二〇日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八三号）（国土交通省）

1　船舶からの油の排出基準について、北極海域に係る特例を定めることとした。（第一条の八、第一条の九及び別表第一の五関係）

2　船舶からの有害液体物質の排出基準について、北極海域に係る特例を定めることとした。（第一条の一一及び別表第一の七関係）

3　船舶からのふん尿等の排出基準について、南極海域及び北極海域に係る特例を定めることとした。（第三条及び別表第二関係）

4　船舶等からの廃棄物の排出基準について、南極海域及び北極海域に係る特例を定めることとした。（第四条、第四条の二、第九条の三、別表第二の二、別表第三及び別表第四関係）

5　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

法　律

法律第百六号

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

（道路運送法の一部改正）

第一条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

第二十九条の二、第九十七条第二号及び第九十八条第十一号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改める。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

第二十二条の二及び第二十三条中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改める。

第六十四条第一項中、「第三項」を「第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、一般貸切旅客自動車運送事業者（道路運送法第九条の二第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。以下この項において同じ。）の事業用自動車（同法第二条第八項に規定する事業用自動車をいう。）（以下この項において単に「事業用自動車」という。）による運送の申込みが事業用自動車を利用する旅客以外の者により行われる場合において不適切な運送契約が締結されること等により、事業用自動車の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがあることに鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業者の増加の状況、一般貸切旅客自動車運送事業者に係る法令の遵守の状況、事業用自動車の運行による事故の発生の状況その他の事情を勘案し、事業用自動車の運行の安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。